

東京都食品安全推進計画の改定について

食品安全推進計画とは

- 食品安全条例に基づき食品安全審議会における審議を踏まえ策定(条例第7条、第26条)
第1期：平成17～21年度、第2期(現行)：平成22～26年度
- 生産から消費に至る各段階で、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進
 - ・ 戦略的プラン(現行9プラン)：重点的・優先的に取り組む施策
 - ・ 基本施策(現行49施策)：関係各局が食品の安全確保に取り組む全ての施策
- 計画の進捗状況を食品安全審議会に報告・公表

※ 食品安全対策推進調整会議において、関係各局(福祉保健局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場等)における施策の推進や各局連携等に関する事項を協議

都民アンケート

食品の安全性をより確保するために
都が取り組むべきこと

- ① 食品表示の適正化・・・58.6%
- ② 輸入食品に対する監視指導・・・56.6%
- ③ O157、ノロウイルス等の食中毒対策・・・33.7%

平成25年度第2回インターネット都政モニターアンケート結果
(平成25年7月実施、回答者：486人)

現行計画の9つの戦略的プラン

方向性 1

事業者のコンプライアンス意識を高め、
自主管理向上のための施策の充実を図る

- ① GAP(※)と生産情報提供食品事業者登録制度の推進
※ 農業生産工程管理：農作業を確認・記録し管理する手法
- ② 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

方向性 2

健康被害の未然防止・拡大防止に
力点を置いた施策の充実を図る

- ③ 緊急時における危機管理体制の整備
- ④ 食品安全に関する情報収集と評価
- ⑤ 「健康食品」による健康被害の防止
- ⑥ 輸入食品の安全確保対策の充実

方向性 3

食の信頼確保に向けた
都民への情報提供の充実を図る

- ⑦ 食物アレルギーに関する理解の促進
- ⑧ 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進
- ⑨ 食に関するリスクコミュニケーションの充実

食品安全を取り巻く現状・今後の動向

食品に関する事件・事故

- ◆ 重篤又は大規模な事件の発生
食中毒(ノロウイルス、カンピロバクター、O157等)
冷凍食品への農薬混入
- ◆ 偽装・誤表示の発生
産地等の偽装表示、アレルギー表示の欠落
- ◆ 食品中の放射性物質
都内産及び都内に流通する食品への対応

今後の動向

- ◇ 食品表示法の施行
消費者や事業者に対する一元的な対応
国や他自治体、各局との連携
- ◇ 自主的衛生管理の普及拡大
HACCPに基づく衛生管理システムの普及
- ◇ 進展する食品流通のグローバル化
経済の自由化に伴う食品の輸出入の増加

計画改定に向けた考え方

現状・今後の動向を踏まえ、
計画改定に向け検討

■ 現行計画の検証とさらなる推進

〔緊急時の危機管理体制の強化
自主的衛生管理の推進
食物アレルギー対策の充実 など〕

■ 今後の動向や制度改正を見据えた体制整備

〔食品表示の相談・監視体制整備
輸入・輸出食品への対応
食品衛生監視員の人材育成 など〕

〔審議会の検討、答申を
踏まえ、推進計画を改定
(平成27年1月)〕